

4. 健康日本21（第二次）及び次期国民健康づくり運動プランについて（資料4-1～資料4-6）

生活習慣病対策については、平成25年度から、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を最終的な目標とした、健康日本21（第二次）を推進中。平成30年度に行われた中間評価を踏まえ、目標を達成できるよう、健康無関心層を含めた疾病の発症予防や重症化予防に向けた取組を更に推進する。なお、健康日本21（第二次）の計画期間を1年延長して令和5年度末までとするとともに、令和3年6月から最終評価を開始する予定である。

なお、現時点で、健康日本21（第二次）の期間延長に伴う目標値及び目標年の変更は予定しておらず、各自治体に対して、健康増進計画の目標値及び目標年の再設定を求めるものではない。

また、次期の健康づくり運動プランに関しては、令和4年夏頃より検討を開始し、令和4年度中に国の計画を策定・公表予定であり、各自治体においては令和5年度中に健康増進計画の策定をご検討いただきたいと考えている。